

### ③教育の振興

#### ■具体的な施策等

- 学校施設の防災機能強化等
- 学校が避難所となった際の対応の在り方について
- 避難場所として拠点となる学校等の防災機能の強化
- 幼稚園等の複合化・多機能化
- 被災した子供達への就学支援
- 高校生修学支援基金の積み増し・延長
- 被災学生の修学機会確保のための授業料等減免
- (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実
- 就職活動への支援
- 教職員配置の特例的な措置
- 被災した子ども達等の心のケア
- 復興教育の実施の支援
- 児童生徒等の心身の健全育成
- 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援について
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 児童福祉施設等の復旧

学校施設の防災機能強化等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	<p>(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</u></p> <p>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</p>	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について、平成 23 年 7 月に取りまとめ、都道府県教育委員会等に送付した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校耐震化や津波対策、避難所機能の充実、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。</p> <p>○ 津波等の被害により高台等へ移転をせざるを得ない公立学校の移転経費について、用地取得費も含め災害復旧事業として支援を行うこととした。</p> <p>○ 復興交付金の基幹事業として「公立学校施設整備費国庫負担事業、学校施設環境改善事業」を計上し、市町村等の復興計画等に基づいて実施される復興のための地域づくりに必要な学校施設の整備について支援を行うこととした。</p> <p>○ 津波により被害を受けた私立学校が高台等に移転する場合に、復興交付金の効果促進事業として、市町村が確保・整備した土地又は施設を私立学校が貸与を受けて教育活動の再開を可能とする仕組みを創設し支援を行うこととした。</p> <p>○ 学校の復興を計画する際の参考となるよう「学校からのまちづくり」を被災自治体に送付し、整備の手法として、学校施設の耐震化などの安全の確保、避難場所としての利用、学校施設と他の公共施設の複合化について示した。</p> <p>○ 東日本大震災において、学校施設が子供の命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、既存施設の補強や改築などの耐震化事業や、防災対策事業、また老朽化が著しく安全性に問題のある公立学校施設の老朽化対策を実施している。(平成 23 年度当初予算:805 億円、平成 23 年度第 1 次補正予算:340 億円、平成 23 年度第 3 次補正予算:1,627 億円、平成 24 年度当初予算:1,246 億円、平成 24 年度予備費:730 億円、平成 24 年度補正予算:1,884 億円、平成 25 年度当初予算:1,271 億円、平成 25 年度補正予算:1,506 億円、平成 26 年度当初予算:1,271 億円、平成 26 年度補正予算:408 億円、平成 27 年度当初予算:</p>		

2,049 億円)

- 国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校(以下「国立大学法人等」という。)の施設については、これまで、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文部科学大臣決定、平成23～27年度)に基づき、耐震化をはじめとする老朽施設の改善や附属病院の再開発整備及び防災機能強化等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきている。(平成23年度当初予算:437億円、平成23年度第3次補正予算:641億円、平成24年度当初予算:915億円、平成24年度予備費:467億円、平成24年度補正予算:1,235億円、平成25年度当初予算:593億円、平成25年度補正予算:471億円、平成26年度当初予算:550億円、平成26年度補正予算:194億円、平成27年度当初予算:526億円)
- 私立学校施設については、従来から防災機能の強化を図るために耐震補強事業に対する支援を行ってきたが、平成23年度第3次補正予算からは、非構造部材の耐震対策等に対しても支援することとしたほか、平成27年度までの時限措置として、耐震対策のための長期低利融資制度を創設した。また、平成24年度補正予算からは、実施設計費の上限の撤廃等の制度改正を実施し、平成26年度からは、耐震改築(建替え)事業の補助制度を創設するなど、これまで集中的に支援を図ってきた。(平成23年度当初予算:52億円、23年度第3次補正予算:150億円、平成24年度当初予算:124億円、平成24年度補正予算:119億円、平成25年度当初予算:124億円、25年度補正予算:30億円、平成26年度当初予算:123億円、平成26年度補正予算:363億円、平成27年度当初予算:125億円)
- 非構造部材の耐震点検・対策について、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等については、点検や対策の手法を具体的に示した「手引」や、対策の事例をまとめた「事例集」を示すことにより取組の加速化を図った。さらに、屋内運動場等の天井等の総点検と落下防止対策の実施を求める通知を国公私立の学校設置者に対して発出し、特に国公立学校における、屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までに完了するよう、また、平成27年度までの速やかな落下防止対策の完了を目指して取り組むよう教育委員会等に要請した。また、平成26年3月に「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書」を、平成27年3月に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」を取りまとめた。
- 学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所文教施設研究センター)等を踏まえ、学校施設の防災機能の強化を図るよう都道府県教育委員会等に要請した。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、平成26年3月に「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を取りまとめ、基本的な考え方と計画・設計上の留意点を示した。
- 平成27年度には、先進的な取組事例についての紹介や有識者による講演等を行うセミナーを開催した。

### 当面(今年度中)の取組み

- 引き続き、復興交付金等を活用し、被災市町村等の復興支援を実施する。
- 公立学校施設については、防災機能の強化や、老朽化が著しい建物や使用に支障のある設備について対策を進めるとともに、個別事情により耐震対策が遅れている地方公共団体について、その取組を推進するための支援を実施。(平成 27 年度補正予算:388 億円、平成 28 年度予算:709 億円)
- 国立大学法人等施設については、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 28 年3月 29 日文科科学大臣決定、平成 28~32 年度)に基づき、老朽化対策を進めるとともに、個別事情により耐震対策が遅れている国立大学法人等について、その取組を推進する。(平成 28 年度当初予算:426 億円)
- 私立学校施設については、耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築(建替え)及び補強事業、非構造部材の耐震対策による防災機能強化のための施設整備等に対して重点的に支援を実施。(平成 27 年度補正予算:50 億円、平成 28 年度当初予算 45 億円)
- 学校施設の非構造部材の耐震対策について、施設特性や地域特性等を踏まえた効果的・効率的な対策手法等の開発を行う「学校施設の非構造部材の耐震対策先導的開発事業」を委託事業として実施。(平成 28 年度当初予算:約 0.2 億円)
- 学校施設の防災機能の強化等について地域特性等を踏まえたモデル研究を行う「学校施設の防災力強化プロジェクト(平成 28 年度)」を委託事業として実施。(平成 28 年度当初予算:0.2 億円)
- セミナーの開催や文科科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。

### 中・長期的(3 年程度)取組み

- 引き続き、復興交付金等を活用し、被災市町村等の復興支援を実施する。
- 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針「(平成 18 年4月 24 日文科科学省告示第 61 号、平成 23 年5月 24 日最終改正)に基づき、防災機能の強化や老朽化対策をはじめとした施設整備を推進する。
- 「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 28 年3月 29 日文科科学大臣決定、平成 28~32 年度)に基づき、老朽施設の改善等を推進する。
- 引き続き、私立学校施設の耐震化や防災機能強化を推進し、早期の耐震化完了を目指し、継続的に支援していく。
- セミナーの開催や文科科学省ホームページへの掲載など、引き続き、普及啓発に努める。

### 期待される効果・達成すべき目標

- 大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知するとともに必要となる学校施設の整備に対する支援により、被災地の復旧・復興及び学校施設の安全性・防災機能の強化の促進を図ることを目的としている。
- 公立学校施設の耐震化を完了させる。  
公立小中学校施設の耐震化率:(平成 27 年度予算事業実施後、概ね完了する。)
- 公立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について速やかな完了を目指す。

公立小中学校における屋内運動場等の天井等の落下防止対策:(平成27年度予算事業実施後、概ね完了。)

- 国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。  
国立大学法人等施設の耐震化率:  
(平成27年度予算事業実施後、概ね完了)
- 国立大学法人等施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について速やかな完了を目指す。  
国立大学法人等施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策:(平成27年度予算事業実施後、約91%)
- 私立学校施設の耐震化については、国公立学校の耐震化がおおむね完了したことを踏まえ、できるだけ早期の耐震化完了を目指す。  
耐震化率(見込み)
  - ・平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算執行後:約90%(大学等)、約88%(高校等)

「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」

- 公立学校施設整備事業
  - ・平成27年度補正予算 :308億円
  - ・平成28年度予算 :709億円
- 国立大学法人等施設整備事業
  - ・平成28年度当初予算 :426億円(うち復興特別会計:8億円)
- 私立学校施設の耐震化促進事業
  - ・平成27年度補正予算 :50億円
  - ・平成28年度当初予算 :45億円
- 学校施設の非構造部材の耐震対策について、施設特性や地域特性等を踏まえた効果的・効率的な対策手法等の開発を行う「学校施設の非構造部材の耐震対策先導的開発事業」を委託事業として実施。
  - ・平成28年度当初予算 :0.2億円
- 学校施設の防災機能の強化等について地域特性等を踏まえたモデル研究を行う「学校施設の防災力強化プロジェクト(平成28年度)」を委託事業として実施。
  - ・平成28年度当初予算 :0.2億円

学校が避難所となった際の対応の在り方について		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	<p>(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</u></p> <p>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</p>	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災が発生した際、被災地の学校の校長はどのような対応を行い、避難所としての学校はどのような役割や機能を果たしたのか、震災直後における対応等を記録として蓄積し、今後の学校運営の在り方を考えるための示唆とするために「震災時における学校対応の在り方に関する調査研究」を委託し、成果発表として「震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム～平素からの学校と地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることに繋がる～」を実施。</li> <li>○ 「学校の防災機能」強化に向けた支援策の一つとして、避難所協力に関する教職員の協力体制の整備等について記載した「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を作成・公表し、全学校に配布。</li> <li>○ 平成 25 年3月に全国の学校等に配布した参考資料「生きる力を育む防災教育の展開」において、「避難所の開設や運営の協力・支援」について記述し、平常時からの地域との連携等を促している。</li> <li>○ 防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及等を行う「実践的防災教育総合支援事業」において、避難所運営補助等の地域における共助活動に関する取組を実施。</li> <li>○ 平成 26 年3月に全国の学校設置者へ配布した「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」において、地域の避難所となる学校施設の在り方等について記載。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省主催研修や広報誌、教育委員会関係団体主催研修等を通じて、教育委員会や学校関係者に、学校が避難所となった際の対応の在り方に関する課題・教訓を周知。</li> <li>○ 「学校防災マニュアル」「生きる力を育む防災教育の展開」等の活用を各種研修会や会議等で促し、平常時からの地域との連携の充実を図るとともに、「防災教育を中心と</li> </ul>		

した実践的安全教育総合支援事業」において、避難所運営補助等の地域における共同活動に関する取組を実施。

- 日頃からの学校と地域との関係づくりが、学校が避難所となった際のスムーズな避難所運営体制に寄与することから、コミュニティ・スクールの設置や地域学校協働活動の推進等、地域とともにある学校づくりをさらに推進し、学校と地域との関係構築を促進。

中・長期的(3年程度)取組み

- 引き続き、東日本大震災で避難所となった学校でどのような対応がなされたか等を周知し、関係者の取組を促す。

期待される効果・達成すべき目標

- 学校が避難所となった場合、各教育委員会及び学校が防災担当部局や地域と連携協力して避難所の運営を支援できるようにすることに資する。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実、地域学校協働活動を「学校を核とした地域力強化プラン」において推進。(平成 28 年度予算:68 億円の内数)
- ・学校における防災教育の手法の開発・普及のため、「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施予定。(平成 28 年度予算:2.2 億円)

避難場所として拠点となる学校等の防災機能の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月日
目	<p>(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。</u>その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</p> <p>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</p>	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 平成 23 年 6 月より審議をはじめた「中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、取りまとめられた、「これまでの意見のまとめ」(9 月 12 日)において、国立青少年教育施設が、「多数の被災者の受け入れやボランティアの拠点として機能する等、被災地の支援に重要な役割を果たした」ことを踏まえて、「青少年教育施設を防災拠点として機能強化を図る必要がある」との指摘がなされた。</p> <p>○ これを踏まえた「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年 1 月)においても、国立青少年教育施設が、多数の被災者の受け入れや「自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした」ことを踏まえて、「青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある」との提言が行われた。</p> <p>○ (独)国立青少年教育振興機構では、平成 23 年度にボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、震災ボランティアに関心がある学生や青年を対象にした「緊急青年ボランティアミーティング」及びそのフォローアップのための「東日本大震災青年ボランティアフォローミーティング」を開催する等、ソフト面からの防災機能強化を図った。</p> <p>○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災により被災した国立青少年教育施設について、学校や青少年団体をはじめとする利用者の安全を確保することを目的とした災害復旧事業を行うために必要な経費を計上(292 百万円)。</p> <p>○ 防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、テント生活や火起こし等の体験的な防災教育プログラムを実施するとともに、その成果の普及を行う「防災キャンプ推進事業」を実施した(平成 24 年度:14 道府県 1 政令指定都市、25 年度:16 道府県、26 年度:16 道府県)。</p> <p>○ 平成 27 年度からは、「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」におけるプログラムとして、地域住民等の参画を得て、学校等を避難所とした生活体験や体</p>		

<p>験的な防災教育プログラムを実施する防災キャンプを実施。(平成27年度:12 道府県)</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>○引き続き「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」におけるプログラムとして防災キャンプを実施。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>○「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」のプログラムとして引き続き防災キャンプの実施を図るとともに、これまでの「防災キャンプ推進事業」の成果等を文部科学省ホームページへ掲載するなどして普及に努めていく。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊飯といった非常時の生活を想定した体験的な防災教育を実施することで、非常時にも臨機応変に判断し、迅速な行動をとることができるようになる。</li> <li>○ また、行政・民間企業・地域住民等が連携して取り組むことにより、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆づくりに繋がる。</li> <li>○ さらに、モデル事業を通じて得られた成果を全国的に普及し、体験的な防災教育が全国的に行われることを目指す。</li> </ul>
<p>「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」</p>
<p>・子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業 平成28年度当初予算 15,805千円</p>

幼稚園等の複合化・多機能化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い／③教育の振興	作成年月
目	<p>①(v) <u>子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</u></p> <p>こうした考え方にに基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。</p> <p>③(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</p> <p><u>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</u></p>	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810 百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成 24 年度まで延長した。また、復興交付金、福島再生加速化交付金にも予算措置。</li> <li>○ 復興交付金、福島再生加速化交付金には、基幹事業の対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。</li> <li>○ 平成 23 年度中に、希望する各県に対し必要な経費を交付(安心こども基金に積み増し。18 億円全額交付済)。</li> <li>○ また、復興交付金、福島再生加速化交付金の基幹事業としても採択実績有</li> </ul>		

当面(今年度中)の取組み
○平成 27 年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。
中・長期的(3 年程度)取組み
○ 復興交付金の基幹事業として継続して支援を実施する
期待される効果・達成すべき目標
○被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
該当なし

被災した子供達への就学支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、 <u>経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。</u> また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 平成 23 年度補正予算において、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を創設し、被災した幼児児童生徒の就学を幅広く支援。また、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成 26 年度までに必要な就学支援を行うことができるよう、所要の経費(約 411 億円・全額国庫負担)を措置。</p> <p>各都道府県において基金を設け、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する事業、小中学生に対する学用品費や通学費などを支援する事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を支援する事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業に必要な経費を措置している。</p> <p>なお、平成 26 年度予算において、平成 26 年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費(約 33 億円)を措置。</p> <p>○ 本基金事業は、平成 26 年度で終期を迎えることや行政事業レビューの結果を踏まえ、平成 27 年度からは、被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができる環境を引き続き確保するため、新たに全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」(約 80 億円)を実施した。</p> <p>また、平成 28 年度においても、引き続き前年度と同様の枠組みで所要額(約 80 億円)を確保した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 28 年度においても引き続き、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない就学支援を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」(平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定)や、被災地の復興状況を踏まえ、引き続き、被災児童生徒への就学支援に取り組んでいく。		

期待される効果・達成すべき目標

- 「被災児童生徒就学支援等事業」の実施により、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における①高等学校卒業者のうち進学または就職した者の割合②中学校卒業者のうち進学または就職した者の割合③高等学校を中途退学した者の割合が、被災前の割合に戻ることが期待される。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

- ・ 被災児童生徒等就学支援事業 約 80 億円(平成 28 年度当初予算)。

高校生修学支援基金の積み増し・延長		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、 <u>経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。</u> また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 当時の経済状況の悪化を受け、経済的理由にかかわらず高等学校等生徒が学業を継続できるよう、21 年度第 1 次補正予算により、都道府県が授業料減免補助(私立)や奨学金事業を実施するための高校生修学支援基金を設置するための資金(3 年分)を交付(486 億円)。また、震災及び円高等の影響により、私立高等学校等生徒の家計は現在も困難な状況にあることから、26 年度までの延長・積み増し(23 年度第 3 次補正予算:189 億円、25 年度補正予算:198 億円)。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 本基金事業は平成 26 年度末をもって終了した。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ なし。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 本基金を活用することにより、経済的理由により修学が困難となった高等学校等生徒の教育機会の確保することができた。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
-		

被災学生の修学機会確保のための授業料等減免		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(ii) <u>今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 28 年 4 月
これまでの取り組み		
<p>○ 学生の被災状況調査の結果等に基づき、被災した学生が在学する国立大学に対する国立大学法人運営費交付金を 1,766 百万円追加措置。(平成 23 年度第 1 次補正予算: 761 百万円(対象人数: 約 1,600 人)、第 3 次補正予算: 1,005 百万円(対象人数: 約 2,900 人))</p> <p>引き続き被災した学生が在学する国立大学に対する国立大学法人運営費交付金を措置。(平成 24 年度 支援額: 1,413 百万円、対象人数: 約 2,300 人 平成 25 年度 支援額: 1,061 百万円、対象人数: 約 1,700 人 平成 26 年度 支援額: 705 百万円、対象人数: 約 1,100 人 平成 27 年度 支援額: 352 百万円、対象人数: 約 600 人)</p> <p>○ 平成 23 年度は私立大学等に対する私立大学等経常費補助において 4,720 百万円を追加措置。(平成 23 年度第 1 次補正予算: 3,364 百万円、第 3 次補正予算: 1,356 百万円(対象人数: 約 11,900 人))</p> <p>引き続き被災した学生に授業料減免等の支援を行う私立大学等に対して私立大学等経常費補助を措置。(平成 24 年度 予算額: 6,073 百万円 対象人数: 約 18,700 人、平成 25 年度 予算額: 5,017 百万円 対象人数: 約 15,700 人、平成 26 年度 予算額: 3,495 百万円 対象人数: 約 10,600 人、平成 27 年度 予算額: 1,727 百万円 対象人数: 5,500 人)</p> <p>○ 国立高等専門学校機構運営費交付金を 80 百万円追加措置。(平成 23 年度第 1 次補正予算: 16 百万円、第 3 次補正予算: 66 百万円(対象人数: 約 680 人))</p> <p>平成 24 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 68 百万円措置。(対象人数: 約 440 人)</p> <p>平成 25 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 51 百万円措置。(対象人数: 約 330 人)</p> <p>平成 26 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 33 百万円措置。(対象人数: 約 200 人)</p> <p>平成 27 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 16 百万円措置。(対象人数: 約 110 人)</p>		

<b>当面(今年度中)の取組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立大学学生については、復興特別会計による支援は、平成 27 年度で終了。なお、平成 28 年度は、被災した国立大学学生の修学機会を引き続き確保するため、一般会計において支援(平成 28 年度当初予算:31,982 百万円の内数)</li> <li>○ 被災した私立大学等の学生の修学機会を引き続き確保するため、平成 28 年度当初予算において、私立大学等経常費補助に 691 百万円を計上。</li> </ul>
<b>中・長期的(3 年程度)取組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した学生の修学機会を確保するため、必要な支援を実施。</li> </ul>
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、各大学等が行う授業料等減免に対する支援を行うことで、学生の修学機会を確保することが可能。</li> </ul>
<b>「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災学生に対する授業料等減免(国立大学法人運営費交付金) 平成 28 年度当初予算 31,982 百万円の内数【一般会計】</li> <li>・私立大学等経常費補助(特別補助)平成 27 年度当初予算 1,727 百万円【復興特会】</li> </ul>

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、 <u>経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 28 年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、被災した世帯の学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、無利子奨学金を貸与。 (平成 23 年度第1次補正:35 億円、平成 24 年度復興特別会計:38 億円、平成 25 年度復興特別会計:71 億円、平成 26 年度復興特別会計:68 億円、平成 27 年度復興特別会計:45 億円)。</li> <li>○ 平成 24 年度から、家計の厳しい世帯の学生等を対象に、卒業後、一定の収入(年収 300 万円)を得るまでの間、返還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入し、平成 25 年度からは、この制度を充実させるため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた検討、準備を実施。平成 27 年度には所得連動返還型奨学金制度有識者会議を開催し、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(第一次まとめ)」を取りまとめた。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。</li> <li>○ 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。</li> </ul>		

中・長期的(3年程度)取組み
○ 引き続き教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、大学等奨学金事業を引き続き実施。
期待される効果・達成すべき目標
○ 意欲と能力がある被災した世帯の学生等が経済的困窮のために大学進学等をあきらめることがないように、大学等奨学金事業を実施することで、学生等の修学機会を確保することが可能。
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度当初予算:999 億円(一般会計)・28 億円(復興特会)</li> </ul> </li> <li>◇事業費 : <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子奨学金 3,222 億円 (98 億円増)</li> <li>&lt;有利子奨学金 7,686 億円 (280 億円減)&gt;</li> </ul> </li> <li>◇貸与人員 : <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子奨学金 47 万4千人(1万4千人増(うち新規増6千人))</li> <li style="padding-left: 40px;">[被災学生等 5千人を含む 【復興特会】]</li> <li>&lt;有利子奨学金 84 万4千人(3万3千人減)&gt;</li> </ul> </li> </ul>

就職活動への支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、 <u>厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等学校に、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置。</li> <li>○ 大学等に対し、震災の影響による採用内定取消しの状況把握及び、就職活動中の学生・生徒への一層の就職支援への配慮を通知。</li> <li>○ 文部科学大臣・厚生労働大臣の連名で、主要経済団体(258 団体)等に対し、震災の影響を受けた学生・生徒への配慮を要請。</li> <li>○ 学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口の設置(厚労省の施策)について、学生・生徒に周知するよう各大学や都道府県教育委員会等に依頼。</li> <li>○ 学生・留学生課長、児童生徒課長、生涯学習推進課長の連名で、厚生労働省と連携し、被災した学生・生徒に対して、首都圏で就職活動するための宿泊施設(オリンピックセンター等)の無償提供を行うこととし、その利用方法について通知。</li> <li>○ 当初、平成 24 年 3 月末までとしていた宿泊施設の無償提供を平成 25 年 3 月末まで 1 年延長し、文部科学大臣政務官名で関係機関に通知。</li> <li>○ 厚生労働大臣・文部科学大臣の連名で、経済団体(257 団体)等に対し、来春卒業予定の被災県の高校生の求人を確保することや、大学生等についても厳しい就職環境にあることから採用枠を拡大すること等に関する要請書を発出するとともに、主要な経済団体 3 団体を両省の政務官が直接訪問し要請。</li> <li>○ 首都圏をはじめとする全国の各教育委員会に対し、被災高校生の厳しい就職状況に対する理解や各教育委員会での対応可能な協力を依頼。</li> <li>○ 平成 23 年度補正予算、平成 24～27 年度予算において、若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う経費を措置。(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」平成 23 年度補正予算:3,366 百万円の内数、平成 24 年度予算:4,702 百万円の内数、平成 25 年度予算:3,913 百万円の内数、平成 26 年度予算:3,709 百万円の内数、平成 27 年度 2,721 百万円の内数) (参考)平成 27 年 3 月高等学校卒業者の就職内定率は以下のとおりとなっており、いずれも前年同期を上回っている。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国 97.5%(前年同期比 0.9 ポイント増)</li> <li>・ 岩手県 99.4%(前年同期比 0.3 ポイント増)</li> <li>・ 宮城県 98.9%(前年同期比 0.3 ポイント増)</li> <li>・ 福島県 99.3%(前年同期比 0.5 ポイント増)</li> </ul>
<b>当面(今年度中)の取組み</b>
○ 引き続き経済界、大学等、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>
○ 平成28年度においても引き続き経済界、大学等、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>
○ 被災した学生・生徒に対する就職支援の強化により、被災地の学生・生徒の就職率の向上が期待される。
<b>「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」</b>

教職員配置の特例的な措置		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、 <u>教職員配置の特例的な措置を講ずる</u> とともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 教職員の配置については、被災により心のケアが必要な児童生徒や学習の遅れがある児童生徒の支援等への対応のため、被災県等からの申請に基づき、平成 23 年度以降、毎年度約 1,000 人ずつの加配措置を実施。</p> <p>平成 27 年度においては、合計 1,071 名(義務教育諸学校:986 名、高等学校:85 名)の加配措置を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 継続的な定数措置を求める被災県等からの強い要望、被災児童生徒一人一人に寄り添った学習支援や教育相談の充実、被災校等における地域連携や防災教育の拠点としての役割の強化等に対応するため、平成 28 年度当初予算において、東日本大震災により被災した児童生徒の学習支援等のため、1,000 名(前年同)の教職員定数措置を計上。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 引き続き、被災県等からの具体的なニーズを踏まえて教職員定数の加配措置を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災県等に対する教職員の加配措置により、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対して、学習指導面や生活指導面のきめ細やかな対応が可能。被災した児童生徒が学習面や生活面での支障なく、安心して学校生活を送ることができるようにすることが目標。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>・東日本大震災にかかる教育復興支援のため加配定数措置 2,165 百万円(平成 28 年度当初予算)</p>		

被災した子ども達等の心のケア		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) <u>地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。</u>	平成 28 年4月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 被災した幼児児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、平成 23 年度補正予算以降、これまで毎年度、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成 23 年度補正予算:3,366 百万円、全額国庫負担、平成 24 年度予算:4,702 百万円、全額国庫負担、復興特別会計、平成 25 年度予算:3,913 百万円、全額国庫負担、復興特別会計、平成 26 年度予算:3,709 百万円、全額国庫負担、復興特別会計、平成 27 年度予算:2,721 百万円)を措置。本事業を活用して、岩手県、宮城県、福島県において、888 名のスクールカウンセラーを派遣(平成 26 年度実績)。平成 24 年度からは、生徒指導の経験や知識の豊富なアドバイザー等の配置や電話相談体制の整備が可能となるよう、事業を拡大するとともに、引き続き、被災地等の要望を踏まえ、学校等へのスクールカウンセラー等の派遣を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 平成 28 年度において、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助などに対応するため、平成 28 年度当初予算において、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」(平成 28 年度当初予算:2,2701 百万円、全額国庫負担、復興特別会計)を措置。引き続き、被災地等の要望を踏まえ、学校等へのスクールカウンセラー等の派遣を実施。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 引き続き、復興のステージに応じて震災の影響による幼児児童生徒等の心のケアに係る多様な課題にしっかり対応していく必要があることから、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない支援に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ スクールカウンセラー等が学校等に派遣されることにより、幼児児童生徒や教職員等の心のケアの充実が図られる。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>・緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,701 百万円(平成 28 年度当初予算、復興特別会計、全額国庫負担)</p>		

復興教育の実施の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) <u>地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。</u> また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 被災地では、NPO、大学等の多様な主体が復興に向けた教育支援を積極的に行っている。平成 23 年度は、54 団体を採択(平成 23 年度第3次補正予算)、平成 24 年度は 16 団体を採択(平成 24 年度予算、平成 23 年度第3次補正予算)、平成 25 年度は 20 団体を採択(平成 25 年度予算)、平成 26 年度は 9 団体を採択(平成 26 年度予算)、平成 27 年度は 7 団体を採択(平成 27 年度予算)し、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や、今後必要となるカリキュラムや教育プログラムの作成の支援を実施した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成27年度までで事業終了。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 平成27年度までで事業終了。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 平成27年度までで事業終了。		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
・平成27年度までで事業終了のため予算措置なし。		

児童生徒等の心身の健全育成		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p><b>【心のケア対策】</b></p> <p>○平成24年5月、東日本大震災の被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、調査結果の一部を基に、震災で心に傷を受けた子どもたちの心のケアをテーマとしたシンポジウムを開催した。(8月仙台 11月東京)また、平成25年度には、「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」の調査報告書を都道府県教育委員会等に配布するとともに、この調査結果も踏まえた研修会等を開催した。さらに、心のケアに関する教職員向けの指導参考資料を新たに作成し、全国の教育委員会や学校に配布した。</p> <p><b>【医師・スポーツトレーナー等派遣】</b></p> <p>○平成24年度分の委託事業として、医師やスポーツトレーナー等を各学校等に派遣し、ストレス解消と生活習慣の見直しを考える講話や実技等を実施した。(福島県、北海道、栃木県、千葉県、富山県、愛媛県、仙台市)。平成25年度は、特に放射線の影響による健康不安が大きい福島県を対象を限定し、同様の事業を実施した。</p> <p><b>【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】</b></p> <p>○文部科学省及び(独)国立青少年教育振興機構の共催により、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュを図るため、外遊び・スポーツや自然体験活動を行う機会を提供するリフレッシュキャンプを、福島県内にある国立那須甲子青少年自然の家及び国立磐梯青少年交流の家において実施</p> <p>○参加者アンケートにより子供たちの心身の状況にかなりの改善がみられたことを踏まえ、(独)国立青少年教育振興機構において、引き続き、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施している(平成 23 年7月から 27 年3月までに計 250 回、延べ 24,959 名が参加)。実施にあたっては、複数の民間企業の協賛を得た。</p> <p>○平成 26 年度から「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を実施し、福島県内の子供を対象に、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援している(平成 26 年度:計 994 件、約 8 万人が参加)。平成 27 年度は、被災者健康・生活支援総合交付金の取組の一つとして実施。</p>		

<b>当面(今年度中)の取組み</b>
<p><b>【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】</b></p> <p>○引き続き、(独)国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施予定(計 31 回 1,470 人参加予定)。</p> <p>○引き続き「被災者支援総合交付金」の取組の一つとして、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を実施する。</p>
<b>中・長期的(3年程度)取組み</b>
<p>「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」の内容等を踏まえ、被災した子供たち等に対する、自然体験活動等を通じた支援について検討。</p>
<b>期待される効果・達成すべき目標</b>
<p><b>【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】</b></p> <p>○一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等の機会を提供すること等により、東日本大震災被災地の児童生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図る。</p>
<b>「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 被災者支援総合交付金 220 億円の内数【復興特会】</li> <li>・リフレッシュキャンプの実施 独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金の内数</li> </ul>

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援について		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子供の学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 地域教育コーディネーター等による地域の学びやスポーツの場の提供を通じ、放課後や週末等の児童生徒の学習支援や、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化、地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成 23 年度第3次補正予算及び平成 24 年度予算により推進。平成 25～27 年度は、岩手県・宮城県・福島県を中心とした被災地及び当該地域から避難した被災者を対象に実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 平成 28 年度は、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」において、学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等実施する予定。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 同事業については、被災地の要望を踏まえつつ、特に仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティの復興促進に力を入れていく。子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体の活性化を図る。また、事業自体の評価・検証の観点を示しながら適正な執行に努めていく予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地における子供の学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を期待。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>・仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 平成 28 年度当初予算 794,908 千円</p>		

地域とともにある学校づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子供の学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民が主体的に学校づくりに参画し、地域コミュニティ再生のための場づくりやコミュニケーションの場づくりを推進することにより、学校を中心とした地域のつながりや絆(地域コミュニティ)をつなぐ「地域とともにある学校づくり」を促進。</li> <li>○ このため、平成 23 年度から「地域とともにある学校づくり推進協議会」は全国で開催。平成 25 年度からは「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」として開催し、平成 27 年度は全国7会場(新潟、愛知、山形、熊本、東京、山口、兵庫)で開催。</li> <li>○ コミュニティ・スクールの導入を目指す地域に対し、制度等についての説明会や実践経験のある元校長等(CS マイスター)の派遣を、全国の市区町村で実施(平成 27 年度は計 231 箇所)。</li> <li>○ コミュニティ・スクールの導入の促進や、取組の充実のための実践研究等も実施。</li> <li>○ コミュニティ・スクールの運営に必要となる教職員の加配。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校運営協議会設置の手引やハンドブック、事例集の作成し、効果的な導入方法やメリット等を紹介。</li> <li>○ 地域学校協働本部、放課後子供教室など、コミュニティ・スクールに関連する施策を有機的に組み合わせて実施できるよう、平成 27 年度に創設した「学校を核とした地域力強化プラン」(補助事業)を継続実施。</li> <li>○ コミュニティ・スクールの運営に必要となる教職員の加配。</li> <li>○ 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を全国 8 会場で開催予定(鳥取、秋田、奈良、北海道、長崎、長野、東京、山口、)。</li> <li>○ コミュニティ・スクール制度等についての説明会や実践経験のある CS マイスターの派遣を実施予定。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネットワーク化と幅広い普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクール運動のネットワーク化の促進及び教育委員会への働きかけ、地域の方々等への積極的なPR。</li> <li>・コミュニティ・スクールの導入促進に向けた「コミュニティ・スクール推進員(CS マイスタ</li> </ul> </li> </ul>		

一)」の活用による普及・啓発。

○コミュニティ・スクールの多様性と裾野の拡大

- ・地域の独自性を発揮した多様なコミュニティ・スクール等の全国的な状況把握と好事例の収集・普及・啓発。
- ・地域学校協働本部、放課後子ども教室等の推進と組み合わせたコミュニティ・スクールの設置促進。

○魅力(インセンティブ)の提供

- ・コミュニティ・スクールの運営に必要となる教職員の加配、運営費・CS ディレクターの措置等の財政面での支援。

○震災復興対応

- ・被災地域における学校と地域が一体となった運営体制の構築の支援。

期待される効果・達成すべき目標

- 第2期教育振興基本計画で、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3,000校)まで拡大することを目標としている。今後、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。

「平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況」

○コミュニティ・スクール導入等促進事業

【平成28年度当初予算:67億円の内数(160百万円)】

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり(CS ディレクター配置を含む)
- ・学校運営協議会委員の研修等への支援

○地域とともにある学校づくりの推進

【平成28年度当初予算:400百万円】

- ・学校運営協議会制度の発展・協働に関する調査研究
- ・コミュニティ・スクール推進員(CS マイスター)派遣事業
- ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム等の開催

児童福祉施設等の復旧		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(i)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度一次、二次及び三次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために必要な経費を措置。(118 億円)</li> <li>○ 平成 23 年度三次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心子ども基金の積み増し(厚生労働省分 16 億円)・復興交付金)</li> <li>○ 平成 24 年度において、災害復旧費について平成 23 年度より 101 億円繰り越し。</li> <li>○ 平成 25 年度当初及び補正予算において、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために、東日本大震災復興特別会計に必要な経費を措置。(10 億円)</li> <li>○ 平成 26 年度当初予算において、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために、東日本大震災復興特別会計に必要な経費を措置。(6 億円)</li> <li>○ 平成 27 年度当初予算において、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために、東日本大震災復興特別会計に必要な経費を措置。(17 億円)</li> <li>○ 平成 23 年度から平成 27 年度まで 13 都県において児童福祉施設等の復旧を支援し、子育てサービス基盤の整備及び強化を行った。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援(復興交付金)。</li> <li>○ 被災した児童福祉施設等の復旧を支援。(5 億円)。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地のニーズを踏まえ、子ども子育てを支える基盤の整備を引き続き推進する。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の子どもや子育てを支える基盤の整備・強化</li> </ul>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 28 年度において東日本大震災復興特別会計に災害復旧費を 5 億円計上。</li> </ul>		